

議案 3

松江市公共交通利用促進市民会議 役員選出（案）

松江市公共交通利用促進市民会議設置要綱第 8 条に規定する会長及び副会長、第 15 条に規定する監査委員について、下記のとおり選出たく、その承認を求めます。

役職	委員氏名	所属	備考
会長	加藤 博和	広島経済大学 准教授	
副会長	三宅 克正	松江市公民館長会 会長	
監査委員	野津 昌巳	一畑電車株式会社 営業部長	
監査委員	丸山 武	連合島根東部地域協議会 執行委員	

【松江市公共交通利用促進市民会議設置要綱（抜粋）】

（会長及び副会長）

第 8 条 市民会議に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 副会長は、委員の中から会長が指名する。

4 会長は、市民会議を代表し、その会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（監査）

第 15 条 市民会議に監査委員を 2 名置く。

2 監査委員は、会長及び副会長を除く委員の中から会長が指名する。

3 市民会議の出納監査は、監査委員によって行う。

4 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。